

11月5日 「津波防災の日」に 小名浜港で地震・津波防災訓練を実施

東北地方整備局は、「津波防災の日」の11月5日（土）に、小名浜港において、関係行政機関、災害協定締結団体、小名浜港港湾機能継続協議会など約120名の参加者とともに、地震・津波防災訓練を実施します。

本訓練では、津波避難訓練をはじめ小名浜港BCP（小名浜港港湾機能継続計画）に基づく手順や災害協定に基づく航路啓開手順の確認、法令改正を踏まえた臨港道路啓開作業など、訓練を通じて港湾関係機関との連携の強化と職員の災害対応能力の向上を図ります。

取材をご希望の報道機関の方は、別紙2により事前申込み下さい。

【訓練の概要】

1. 訓練日時 平成28年11月5日（土）9：30～11：00
2. 訓練実施場所
小名浜港2号ふ頭及び周辺海域（別紙1参照）
3. 主催及び訓練参加団体
主催：東北地方整備局、小名浜港湾事務所
訓練参加団体：別紙1参照
4. 訓練内容
(1) 初動対応訓練
(2) 航路啓開訓練
(3) 係留施設点検訓練
(4) 臨港道路啓開訓練及び緊急物資輸送訓練
5. 取材について
取材をご希望の報道機関の方は、別紙2「取材申込書」により11月4日（金）12：00までに事前申込をお願いいたします。

- ※ 当日の気象条件等により、訓練を中止する場合があります。
※ 取材時は事故・トラブル等が発生しないよう充分注意して下さい。

【参考】

＜「津波防災の日」及び「世界津波の日」について＞

平成23年3月の東日本大震災で甚大な津波被害が発生したことから、同年6月、津波被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、11月5日を「津波防災の日」とすることが定められました。

平成27年（2015年）12月の国連総会で、11月5日が「世界津波の日」として制定されました。

＜航路啓開とは＞

津波等により航路泊地に流出した漂流物や沈下物など、船舶の航行に支障を及ぼす障害物を調査・撤去し、船舶の安全な航行ルートを確保することを航路啓開と言います。

東日本大震災では、漂流するガレキや漁具、沈没した車両やコンテナなどを作業船で回収するなど迅速な航路啓開により海上輸送で石油や緊急物資を早期に受入れました。

＜発表記者會 宮城県政記者会 東北電力記者会 東北専門記者会
福島県政記者会 いわき市記者クラブ >

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話 022（716）0024

課長 渡辺 淳一、課長補佐 川井 茂、課長補佐 松本 宏行

国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所 企画調整課

電話 0246（53）7142

課長 小野寺 美昭

1. 訓練実施場所

小名浜港2号ふ頭及び周辺海域（福島県いわき市小名浜字辰巳町）



2. 訓練参加団体

1) 関係行政機関

- ・第二管区海上保安本部、福島海上保安部
- ・福島県
- ・いわき市

2) 災害協定締結団体

- ・一般社団法人 海洋調査協会
- ・一般社団法人 港湾技術コンサルタント協会
- ・一般社団法人 日本埋立浚渫協会 東北支部
- ・一般社団法人 日本海上起重技術協会 東北支部
- ・一般社団法人 日本潜水協会
- ・全国浚渫業協会 東日本支部
- ・東北港湾空港建設協会連合会
- ・一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東北支部

3) 関係団体

- ・小名浜港港湾機能継続協議会
- ・東北港湾空港防災エキスパート会

